

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年11月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300129号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300106号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年*月*日から同年*月*日に訂正し、同年*月から同年*月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

令和2年*月*日から同年*月*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年*月*日から同年*月*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間(令和2年*月*日から同年*月*日まで)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年*月*日から同年*月*日まで

私は、令和元年12月1日にA事業所に看護師として入職した。その後、妊娠していることが分かり、令和2年*月から産前産後休暇に入る予定であったが、体調不良のため、同年*月*日から休職し、同年*月*日に出産した。令和2年*月*日まで出勤し、その後の期間についても在籍していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年*月から同年*月までの期間に係る出勤簿並びに元同僚の回答及びA事業所と顧問契約を結んでいたとする社会保険労務士(契約期間:令和元年11月11日から令和2年*月*日まで)の回答により、請求者は、請求期間のうち、同年*月*日から同年*月*日までの期間については、同事業所に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された預金通帳及び令和2年*月から同年*月までの期間に係る給与明細により、同年*月*日から同年*月*日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA事業所における令和2年*月から同年*月までの標準報酬月額につ

いては、給与明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが必要である。

なお、A事業所の事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年*月から同年*月までの期間について厚生年金保険料を納付したか不明であると回答しているものの、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が同年*月*日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年*月*日から同年*月*日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、令和2年*月*日から同年*月*日までの期間については、事業主は、賃金台帳等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有しておらず、請求者も当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の令和2年*月*日から同年*月*日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち、令和2年*月*日から同年*月*日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。